

関西メディアタイアップPR事業 公募型企画プロポーザル募集要領

1 事業の目的

各種メディアを活用し福島空港大阪定期路線（以下「大阪便」という。）利用旅行商品の広報を促進し、大阪府を始めとする関西地方、ひいては西日本方面からの福島空港を利用した本県への誘客を拡大させることで、大阪便利用者の増加、東日本大震災後の原発事故に伴う風評被害の払拭・風化対策及び観光振興を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 委託事業名

関西メディアタイアップPR事業

(2) 委託業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

(3) 委託予定期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 委託契約上限額

金10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

この上限額未達の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。また、見積書作成にあたっての消費税及び地方消費税の率は、各項目において適切なものを使用すること。

3 スケジュール

日 時	内 容
令和8年9月17日（木）	公募開始
令和8年9月24日（木）17時まで	質問書の提出期限
令和8年9月25日（金）	質問書への回答
令和8年9月29日（火）17時まで	参加申込書の提出期限
令和8年10月6日（火）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年10月上旬 予定	審査結果の通知
令和8年10月中旬 予定	契約締結

4 公募型企画プロポーザルへの参加資格について

本公募型企画プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加者の資格要件全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（企画提案書を提出する者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県観光交流局空港交流課のホームページからダウンロードすること。

なお、空港交流課窓口や郵送等での配布は行わない。

6 質問書の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出期限

3で定めるとおり

イ 提出方法

質問書（様式第1号）により、電子メールにより提出すること。

なお、事務手続きに係る簡易なものを除き、書面以外の方法による質問の受付は行わないものとする。

(2) 回答の方法

競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、3で定める期限までに空港交流課のWebサイト上に掲載する。

7 参加申込書の提出等について

公募型企画プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 会社の概要や実施業務分野等が記載されたパンフレット等

(2) 提出期限

3で定めるとおり

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

電子メールによるものとする。

8 提案書の提出等

公募型企画プロポーザルに参加する意思のある者は、7の参加申込をした上で、以下により必要書類を作成、提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式任意・記載内容については9のとおり）

日本産業規格A列4番、両面印刷（長辺綴じ、カラー可）・20ページ以内（表紙を除く）

イ 参考見積書（様式任意）

仕様書（案）5業務委託の内容に沿って項目及び内訳を記載すること

ウ 同種類似業務一覧（様式第3号）

(2) 提出期限

3で定めるとおり

(3) 提出部数

7部

(4) 提出方法

持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする。）。
なお、電子メールによる提出は受け付けないものとする。

9 企画提案書類の記載内容について

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、仕様書の内容及び下記(1)～(7)の内容について盛り込んだうえ、事業費内に収まるように積算し提案すること。

- (1) 本事業に対する、事業者の考え方
- (2) 事業者の特長及び特長を生かした旅行客獲得（拡大）のための手法
- (3) メディア展開により広報を予定している旅行商品の概要及び催行予定時期
※提案書類作成時点での仕入状況による情報も可とする。その場合、仕入段階の情報である旨を付記すること。
- (4) メディア展開の内容、方法、回数及び作業スケジュール案
- (5) 本事業実施により見込める効果
- (6) 事務局の運営体制及び進行管理方法
- (7) その他、業務委託仕様書で示す内容

10 提案書の無効

次の各号の一つ以上に該当する場合、参加申込書及び企画提案書（以下「提案書等」という。）は無効とし、公募型企画プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書等を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留等による配達記録の有さない者からの異議は受け付けられないものとする。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 2(4)委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提案書等記載項目が、募集要領若しくは仕様書（案）により提示した業務内容と大きくかけ離れている場合又は提案内容に対して見積もりが不適切若しくは不十分と認められる場合。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、公募型企画プロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、空港交流課がその審査及び説明を目的として、提案書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (5) 提案書等を提出した後、公募型企画プロポーザル参加者都合により辞退する場合には、参加者の商号又は名称、所在地、代表者職氏名及び提出日を記載した「辞退届（任意様式）」を提出すること。
なお、「辞退届」提出後の、辞退の撤回は認めない。

12 業務委託業者の選定方式

(1) 公募型企画プロポーザル方式

提出された企画提案書は、別途設置する「公募型企画プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）が審査を行うものとする。

各参加者からの企画提案書を書類審査により総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定するものとする。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価の観点	配点
業務遂行能力等		25点
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。また、不測の事態が生じたときにも臨機に対応できる体制が確保されているか。	10点
スケジュール	業務を円滑かつ効率的に実施できるスケジュールであるか。	5点
業務実績	本業務と類似業務の受注実績があるか。また、旅行客獲得（誘客拡大）に関し、特筆すべき業務成果はあるか。	10点
企画提案内容		75点
業務理解	本事業の目的や業務内容を、理解しているか。	5点
課題把握	福島空港における誘客上の課題を、正しく認識しているか。	10点
企画性① （旅行客獲得の手法について）	旅行客獲得（誘客拡大）のための手法は、十分な効果が見込まれるものか。	10点
企画性② （団体商品について）	広報予定の旅行商品は、旅行客獲得（誘客拡大）に向けて効果が期待できるものであるか。また、震災後の風評被害の払拭・風化対策に資するものであるか。	15点
企画性③ （広報内容・手法について）	広報の内容・手法は、大阪府を始めとする関西地方や伊丹空港利用圏に広く周知が期待でき、大阪便の利用促進につながるものか。	15点
企画性④ （広報回数・スケジュールについて）	広報の回数及びスケジュールは、旅行客獲得（誘客拡大）に、十分な効果が見込まれるものか。	10点
独創性	その他仕様書に記載されていない、事業効果を高めるために活用可能な提案はあるか。	5点
業務経費	業務経費は適切であるか。また、参考見積書は、募集要領、仕様書（案）及び企画提案書の内容と整合性があるか。	5点
合 計		100点

(3) 評価方法

ア 書面により審査を行う（プレゼンテーションは行わない。）。

イ 審査項目ごとに評価点を付すこととし、評価基準は以下のとおりとする。

評価点			評価
15点満点	10点満点	5点満点	
5×3	5×2	5×1	優れている
4×3	4×2	4×1	やや優れている
3×3	3×2	3×1	普通
2×3	2×2	2×1	やや劣る
1×3	1×2	1×1	劣る

エ 評価点の算出式

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

(4) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、評価点平均が60点以上で評価点の合計が最も高い者を業務委託予定者とする。

その際、同評価点の企画提案者が複数あった場合は、低価格者を業務委託予定者とする。

イ 企画提案者が1者のみであるときは、評価点平均が60点以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

13 審査結果の通知

(1) 期日

3で定めるとおり

(2) 発表方法

企画提案書を提出した参加者に対して、書面にて通知する。

また、審査結果を空港交流課のWebサイト上に掲載し、業務委託予定者を公表する。

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書により求めることができる。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示の内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

14 契約手続

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

(3) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、福島県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。業務委託予定者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、委託者の契約事務担当課宛てに電子メールにより提出すること。

(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)

なお、なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

【電子契約サービスのページ】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/suitou-densikeiyaku.html>

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議を行う。

15 その他

(1) 受託者は、県で実施する他の関連事業との相乗的な効果発現に向けた協議・調整などに応じるものとする。

(2) 本事業の実施に必要な資材は可能な限り県内企業から調達すること。

(3) 企画提案のあった規模を下回することはできないため、実現可能な提案とすること。

仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。

16 問い合わせ先（事務局）

福島県観光交流局空港交流課（担当：秋葉^{あきは}）

960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階）

電話 024-521-7127 FAX 024-521-7913

E-mail: fkskuko@pref.fukushima.lg.jp